

『北千島調査報文』と千島列島

麓 慎 一

はじめに

北海道庁は、明治33（1900）年6月から7月にかけて北千島の調査を実施した¹。本稿は、この調査を検討して、明治30年代前半における北千島の状況を解明するとともに、それを近代の千島列島史に位置付けることを課題とする。

最初にこの調査の目的について確認しておきたい。調査の主幹であった北海道庁の参事官高岡直吉が、明治33（1900）年11月17日、北海道庁長官園田安賢に提出した報告書である『北千島調査報文』（以下『報文』と略記する）は、その冒頭で、「報效義会」・「色丹土人」・「北千島列島」の状況を調査することが目的である、と記している²。

なぜ、北海道庁は、明治33（1900）年6月に北千島の状況を、特に上記の三点に着目して調査を実施することにしたのであろうか。この点を北千島が置かれた状況の変化に留意して分析する。

1. 北千島調査の状況

軍艦武蔵は、明治33（1900）年5月29日、横須賀を出発して6月2日に函館に到着している。ここで藤野辰次郎衆議院議員（滋賀県選出）、勝田主計函館税関長、佐野一郎函館税関事務官補、郡司成忠報效義会長らを乗船させ、6月4日に函館を出発して6月8日に根室に到着した³。

一方、北海道庁参事官拓殖課長事務取扱高岡直吉は、5月28日に札幌を出発している⁴。高岡直吉の随員は、柄内壬五郎（北海道庁技手）・相沢元次郎（北海道庁技手）、大川末吉（北海道庁属）、河野常吉（北海道庁事業手）、安東義喬（北海道庁拓殖事務嘱託員）であった。根室から阿部雄貞根室警察

署在勤が同行している。彼らは、軍艦武蔵に乗船してきた藤野らと合流して北千島に向け、6月13日に根室を出発した。

軍艦武蔵は、6月13日、シコタン島の斜古丹湾に入港して出稼ぎのためにホロムシロ島に行くアウエリアンをリーダーとする13名のアイヌと春日鐘次郎斜古丹村戸長らを乗船させ翌日の6月14日に同所を出航した⁵。武蔵は、6月19日、シンチル島で黨直蔵ら3名を下船させている。高岡参事官は、シンチル島における越冬の危険を憂慮して下船の中止を示唆したが、黨は内務省により出稼ぎを許可されている、とその勧告を受け入れなかった⁶。黨は、千島列島における拓殖の成果があがっていないのを憂いて、シンチル島で漁業を行うことを計画していた⁷。

その後、軍艦武蔵は、6月21日、ホロムシロ島の武蔵湾に到着している。その際、前年から出稼ぎに来ていたシコタン島のヤーコフたちが「旭日旗」を挙げて彼らを迎えている⁸。今回、出稼ぎに来た13人のアイヌを上陸させる一方で、ホロムシロ島からシコタン島に戻るヤーコフら13名のアイヌを6月22日に乗船させた⁹。高岡らは、6月21日、武蔵湾で二つに分かれて調査を実施することに決した。高岡直吉・柄内技手・大川末吉・郡司成忠・安東義喬は、東海岸のシーベツトボに向かった。高岡らが到着したシーベツトボには古関夫妻が昨年から居住していた¹⁰。彼らは、シーベツトボ川で鮭鱒漁を、陸上では狐や熊の狩猟を、さらに海上では海獣猟を行って生活していた。一方、相沢元次郎・阿部雄貞・河野常吉は、西方のカバリを目指した¹¹。彼らは、シャカロイ川を渡ってカバリの土窟に宿泊し、その後モヨロまで調査に行った。二手に分かれた調査も6月22日には終了して、全員が武蔵に戻った。

軍艦武蔵は、6月24日にホロムシロ島の加熊別湾に立ち寄ったのちシムシユ島の片岡湾に入港した¹²。高岡は、シムシユ島とホロムシロ島を調査

するために、同行していた人たちの役割を次のように決めた。安東義喬と河野常吉は、ホロムシロ島の柏原湾に上陸して南方の「日の出村」の漁場を視察する。栃内壬五郎と相沢元次郎は、シムシム島を周回しながら調査する。高岡直吉、大川末吉、阿部雄貞は、シムシム島の片岡湾で報効義会についての調査を行う¹³。

(1) 河野と安東によるホロムシロ島の「日の出村」の調査から考察する。二人は、ヤーコフとプルコーベをともなう、6月25日の早朝に片岡湾から柏原湾に向かった。この時、勝田主計と藤野辰次郎も柏原湾を視察するために同船している。二人は、柏原湾を視察して帰途に就いた。河野と安東は、青木伝蔵の漁舎がある「日の出村」に午後二時に到着している¹⁴。青木は、明治32(1899)年6月からここに居住していた¹⁵。彼は、函館から三名の漁夫とともに遣って来て、ここで越冬したのである。ホロムシロ島に来てから報効義会と契約を結び、鱈漁と野獣猟を行い、義会からは一日につき七升の米と弾薬の供与を受けるかわりに、収穫の六分を義会に収め、四分を自分たちの取り分にしていた。しかし、鱈漁に使う川崎船の不備などから十分な水揚げを得ることはできていなかった。安東と河野が「日の出村」を調査した際には、青木伝蔵と伊藤という少年がいるだけであった¹⁶。

調査を終えた二人は、6月26日、「日の出村」を出発して柏原湾に置いてあった荷物を取って海峡を渡り片岡湾に停泊していた軍艦武蔵に戻っている¹⁷。軍艦武蔵は、6月27日、出航してシムシム島の北岸に沿って航行したが濃霧だったので別飛に寄港した。ここで高岡、河野、安東らは、周回調査の途上であった栃内と相沢に合流することになった¹⁸。

(2) 栃内と相沢のシムシム島の調査について考察する。栃内と相沢は、6月25日、シムシム島の周回調査に出発した。これに同行したのは報効義会の竹田虎蔵と二人のアイヌだった¹⁹。その内の一人はイオンで、彼は、明治17(1884)年にシコタン島に移住させられるまでは別飛に居住していた²⁰。

栃内と相沢は、同日(6月25日)、東海岸の「中川漁場」に到着し、明治32(1899)年7月からここに住んでいた報効義会員の野田清吉から漁業の状況を聴取している。それによれば、「中川漁場」では、明治29(1896)年から漁業を試みられ、明治32(1899)年に漁場が設営された²¹。この漁場では紅鱈漁(6月下旬～8月上旬)・鱈漁(7月上旬から

開始)が中心だった。この時、野田を含めて三名が常駐していた。

栃内らは、6月26日、「中川漁場」を出発している。報効義会員の竹田虎蔵に加えて野田清吉も同行することになり総勢6名になった²²。「中川漁場」より三里半ほど行ったサカキベツ川は同行していた野田が1月から3月まで狐猟をしていた場所だった。

栃内らは、6月27日、シムシム島の最北地である国端岬に到着したが、濃霧のためにカムチャッカを見ることはできなかった。彼らは、さらに別飛の漁場主任である熊代嘉太郎から聞き取り調査を行っている²³。この時、別飛は紅鱈の最盛期だった。網を入れると、一度で100尾の水揚げがあった²⁴。この別飛は、明治29(1896)年に試験的に漁業が試みられ、翌明治30(1897)年から本格的に実施されるようになっていた。その中心は、紅鱈漁(6月初旬～8月下旬)で一年間に100石ほどの水揚げがあった。この時には8人の漁夫と3人の婦人が居住していた²⁵。既述のように、この別飛で6月27日に高岡らと合流することになる。その後、栃内らは、6月28日、片岡湾に戻った。

(3) 高岡らが実施した報効義会についての調査について考察する。高岡は、6月25日からシムシム島の片岡湾にある報効義会の本部事務所で郡司成忠からその状況を聴取した。報効義会の状況は、次の如くであった。会員の総数は30名(占守本部18名(幹部3名・甲会員8名・乙会員3名・丙会員4名)・東京支部12名(支部員2名・占守丸乗組3名・報効丸乗組3名・石川丸乗組4名))である。

「甲会員」とは入会后、二年以上を経過してすでに事業に熟達し、その所得により自活できる会員である。彼らは、義会の許可を受けて業務に就いていた。さらに毎年規定の会費を納入することになっている²⁶。「乙会員」は、入会后、一年を経過して生産事業に経験はあるが、それによってでは独立自活できない会員である。彼らは、規定の食料を給与され住宅の貸与を義会から受けることになっている。さらに、指定の業務に従事することで利益の配分を受け、それによって必需品の購入資金にしていた。「丙会員」は、入会してから一年を経過していない会員である。それゆえ、事業に精通しておらず、また二十歳未満の者で事業に従事しても自活できない会員である。事業に従事して、給与される衣服や食費の金額を越える功績がある、と認められた時には賞与金が与えられる。

これら三種の報効義会員以外に、シュムシュ島とホロムシロ島に居住している会員の家族が35名と遺族5名がいた。さらに準会員と総称される人たちがいた。準会員とは、報効義会に雇用されていたり、かつて雇用されその契約が満了したのちもシュムシュ島やホロムシロ島に残留し続けているものである。この調査の時点で、雇用されている者は6名、その家族1名がおり、それに加えて滞島者11名とその家族が5名いた。調査が行われた前年の明治32(1899)年末は以下のような状況であった、シュムシュ島は片岡の46名と中川の3名の合計49名、ホロムシロ島は湊村の6名、加熊別の13名、日の出の5名、浅川の1名、擦鉢山の2名、シーベットの3名、オッチシの13名(シコタン島のアイヌ)の合計43名であった²⁷。

このように高岡は、シュムシュ島の片岡湾で報効義会の詳細な調査を実施した。これを踏まえて、高岡は、その将来性について『北千島調査報文』の中に「報効義会ノ前途」という項目を立てて次のように報告している。猟業は永続の事業ではなく、鱈鮭業も多数の移住者が参加できる事業ではない。その一方で、「鱈業ハ大ニ有望ナルカ如シ」と、鱈業が今後の報効義会における事業として発展する可能性があると見通している。この点について「日ノ出漁場」を事例にして説明し、その有望なことを示唆している²⁸。

このように三つのグループに分かれて調査が実施された。調査の終了を受けて、軍艦武蔵は、6月30日、シュムシュ島を出航するのであるが、前日の6月29日に千島丸・天祐丸・報効丸が片岡湾に入港した。千島丸は、仙台の気仙沼吉沢村水上助三郎の持船で千島列島およびカムチャッカにおいてオットセイ猟と鱈漁を行うために6月1日に函館を出発した。同船は、シュムシュ島に到着するまでオットセイ33頭を捕獲していた²⁹。天祐丸は、盛岡市の盛漁合資会社の船で、3月7日に石巻を出港し、シュムシュ島に到着するまでオンネコタン湾沖でラッコ7頭とオットセイ30頭を捕獲した³⁰。報効丸は、6月9日に東京を出港し太平洋を直航してシュムシュ島に到着した³¹。報効丸は報効義会の持ち船である。この船の乗組員は、18名でオホーツク海において鱈漁をするためにやってきた。高岡は、報効丸の乗員に報効義会のためだけでなく「帝国の遠洋漁業」のために努力するように訓示している³²。

6月30日に出航した軍艦武蔵は、7月5日にシコタン島の斜古丹湾に入りホロムシロ島で乗船させた

ヤーコフと12名のアイヌを下船させている。その際、高岡と安東はアイヌたちの村を巡視している。

2. 『北千島調査報文』

高岡らによって実施された調査を踏まえて『報文』が作成され、明治33(1900)年11月17日、高岡から北海道庁長官園田安賢に提出された。ここでは、『報文』がその調査の主要な目的としてあげた以下の三点について考察を加える。第一に、報効義会についての方針についてである。第二に、アイヌの帰還問題についてである。第三に、北千島政策の方針についてである。

(1) 報効義会についての方針

高岡は、「報効義会ニ対スル将来の方針」の中で、この調査によって北千島が生活に適することは報効義会の状況からも明らかである、と結論づける。その上で、次のように述べる。産業としては鱈領が有望である。シュムシュ島の対岸のカムチャッカはロシアが植民を進め、担当者が置かれ兵卒なども駐在している。さらには、軍艦も派遣されているようである³³。特にカムチャッカにおける漁業が盛んになり日本の漁船の活動も多くなっている。カムチャッカは、悪天候を回避するための港湾が乏しく、シュムシュ島がその「避難地」になる。このような状況を踏まえると、北千島の拓殖は「国ノ体面上」からだけでなく「実利」の上からも重要である。報効義会がこれまでシュムシュ島の拓殖に従事してきた。政府は、義会を保護してその発達を助成することで北千島を開発すべきである。なぜなら、義会が成功すれば、北千島の事業が有望であることを社会に示すことができ、それによって企業家を引き入れて移住を促すことができる。しかし、義会に対する保護は「直接」のものではなく、「間接」のものにすべきである。「間接」の保護とは、具体的には交通の利便性の向上であり、行政機関の設置であり、教育面や衛生面の補助などを意味している³⁴。

このように高岡は、報効義会の将来を構想し、それに対する援助のあり方を示した。

(2) アイヌの帰属問題

高岡は、『報文』に立てた「土人ヲ幌筵ニ転帰セシムルノ得失」と題する項目の中で、アイヌたちのホロムシロ島への帰還についての所見を次のように述べた。第一に、アイヌたちは北千島での狩猟による生活を望んでいるが、帰還した後で状況が変化した場合に彼らはそれに対応できないであろう。ま

た、若者たちはすでに「和人ノ如」くなっており、北千島のかつてのような生活に戻ることは困難であろう。第二に、狩猟が永続的に行えるか否かは不明であり、将来、交通が整備されたならば、狩猟に従事しようとする者が増加し、獲得できる数は減少するであろう。第三に、ホロムシロ島での猟業が永続的なものではないとすれば、どのような産業に就かせるべきか、ということが問題になる。この点を考えたとき、シコタン島における漁業によって生計を維持することができる、と指摘したうえで、その前提として何よりもアイヌに「勤勉ノ風習ヲ作り恒業ニ就」かせることが「独立自営ノ域」に通じる、と彼らの「風習」の改変の必要性を強調する。第四に、シコタン島のアイヌは、労働する者もそうでない者にも金銭が与えられ、努力する者もそうでない者にも同じ金額が支給されている。これが問題である、と高岡は指摘して、根室支庁が作成した「土人保護内規」を評価する。この「土人保護内規」とは明治32（1899）年12月7日付の根室支庁訓第七号「斜古丹村旧土人保護内規」を指していると推定される。これは「扶助米及衣服ノ原料品ヲ給与スベキモノ（1）年齢五十歳以上ノ者（2）十五年未満ノ者（3）十五年以上五十年未満ニシテ「廢疾不具」は一日一人二付白米三合（4）年齢十年未満ノ者 一日一人白米二合、十歳以上三合 四歳以上二合五勺 三歳以上一合五勺」と規定している。さらに、この規定は「壯者」は「自営」とも規定している。すなわち十五歳から五十歳までの健常者は自活することを求める「内規」なのである³⁵。このように根室支庁の処置を高岡は評価し、労働の多寡によって給与に差異を付して、労働意欲の向上を求めた。結論として、彼らがシコタン島で生活し続けることを高岡は求めたのである。

(3) 北千島政策について

北千島政策の立案の基礎となる、北千島の現況を高岡らがどのように理解していたのかを考察する。

この点について、『北千島調査報文』の巻頭が、それを良く言い当てている。高岡は、20日程の調査なので十分であったとはいえない、と留保しつつも北千島について次のように結論づけている。第一に、北千島の風土や気候は移住に適する。第二に、北千島において農業は主要な仕事にはならないが、野菜などの栽培には問題はない。第三に、ラッコやオットセイなどの海獣はほとんど絶滅してしまっている。さらに、キツネや熊なども永続の見込みはない。第四に、漁業の点では、鮭鱒は河川に遡上して

はいるがその漁獲高は多いとはいえず、漁業の規模も小さい。見込みがあるのは鱈漁である³⁶。

一方、北千島が置かれた国際的な状況について、「露国ハ現ニ力ヲ此北千島群島ノ一ナル占守ト遡ク相對スル東察加ノ開拓ニ効タシ、已ニ著其事業ノ進捗ヲ現ハス」とロシアにおけるカムチャッカ開発に注目している³⁷。このような状況を踏まえて、北千島の開拓と経営は急を有する、と彼は指摘する³⁸。

3. 『北千島調査報文』に対する期待と批判

軍艦武蔵は、明治33（1900）年7月5日、シコタン島に到着し、ヤーコフほか12名を下船させた³⁹。郡司成忠は、明治33（1900）年9月26日にシムシム島を出発して、10月7日、占守丸で厚岸港に到着している⁴⁰。郡司はシムシム島で越冬する予定であったが、それを中止して上京することに決した。それはシコタン島のアイヌをホロムシロ島に帰還させることを北海道庁と交渉するためであった⁴¹。

一方、ヤーコフは、戸長の春日鐘次郎と上京して、10月29日に内務省を訪問し、アイヌたちの状況を報告している⁴²。さらに郡司は、11月7日、春日鐘次郎、ヤーコフ、伊藤大忍（布教師）とともに末松謙澄内務大臣を政友会本部に訪問して千島根室間の定期航路の開設を求めた。さらに、政友会本部における懇話会で千島列島の状況とヤーコフが同伴している理由を次のように述べている。千島列島の中でも、シムシム島の発展は著しく明治33（1900）年の夏に来島した漁業者は1500人にもなり、収穫は70000石もあり好調の鱈漁だけでも60000匹に及んだ。しかし、これらの漁獲物を運送する船舶は、報効義会が所有する三艘の船しかないために、漁獲に比較して収益が上らない原因になっている。このような状況を打開するために定期航路が必要である。

ヤーコフなどホロムシロ島にかつて居住していたアイヌたちは明治17（1884）年にシコタン島に移住させられた。米や綿布などを支給して保護してきたが、転地の生活が合わず当初93名いた彼らは61名になってしまった。シコタン島は、ホロムシロ島と比較して土地が狭小で漁獲も少ない。アイヌたちはホロムシロ島への帰還を望んでおり、ヤーコフが代表してそれを内務省に上申に来たのである。

さらに、郡司は、12月2日頃には札幌の園田北海道庁長官を訪問してシムシム島との定期航路の開

設について申し入れている。郡司によれば、シムシム島やカムチャッカに往来する日本の船舶は二百艘にも及び、漁獲高は70000石で海関税は20000円に達する。政府が定期航路のために70000円を投与したとしても、20万円の利益を得ることができる、と郡司は試算している⁴³。郡司は、シムシム島それ自体の開発だけでなくカムチャッカの漁業資源を得ることで利益を上げることができる、と当局を説得した。彼が特に強調したのは、カムチャッカには東海岸に良港が一つあるだけなので、シムシム島がこれらの地域の拠点になる、という点であった⁴⁴。さらに、彼は今年の五月に実施された高岡直吉参事官の北千島の視察に言及して北海道庁のこの地域における「施政の方針(カムチャッカ)と確定」されたとしたうえで「一日も速に堪察加沿岸に対して進取的動作を取」ることを「露領の漁業」と題する明治33(1900)年12月5日付の『朝日新聞』の紙面で表明している⁴⁵。このように郡司やヤーコフは、高岡の調査に期待するところが大きかったのである。

一方、高岡の『報文』が明らかになると、それに猛然と反発する意見が出された。次にこの意見を紹介する。軍艦天龍の艦長丹波教忠は、明治34(1901)年5月以降の北方地域における航行記録を報告書にして、7月7日、横須賀鎮守府指令官井上良馨に提出した。彼は、その報告書の中で「色丹土人ニ関スル件」と題する項目を設けてシコタン島のアイヌの帰還について意見を表明した⁴⁶。彼は、「所見トシテ転帰ノ不可ナル事ヲ論述セン結果、庁議遂ニ其決議ヲ翻スニ至レリ⁴⁷」と、シコタン島のアイヌの帰還を北海道庁が決定して、主務省である内務省にもそのことを上申して帰還に関する費用を請求したにもかかわらず、高岡が『報文』の中で、帰還を不可とした意見を述べたので既定の方針が変更された、と批判する。まず、丹波はアイヌが狩猟を好み耕作や牧畜を好まないのは、その性質に由来するものでシコタン島におけるそれらの成績が不良であるのは事実である、とこの点に関しては高岡の意見を追認した。一方で、ホロムシロ島はシコタン島よりも海獣類が多いことは明白である、とアイヌにとって前者が有利であることを指摘する。しかし、彼はホロムシロ島に海獣類が多い、という点から帰還がアイヌにとって好ましい、と考えていたのではなかった。彼は、以下のように高岡の『報文』の記載を批判している。

第一に、シコタン島のアイヌは将来の「利害得失」を判断する能力がなく、自然の恵みが豊富な土

地で簡易かつ気楽な生活を夢見ている、この後に状況が変化したとしてもそれに彼らは対応できない、という高岡の指摘に次のように反論する。アイヌが将来の「利害得失」を判断することができないのはその通りである。しかし、それゆえに政府が保護する必要があるのであり、状況が変化したときにも「政府ノ保護誘導」によってそれに対処すべきなのである。

第二に、若いアイヌたちは十数年もの間、米食に慣れて、ほとんど「和人」と変わらないのに彼らをアイヌの「旧慣」に戻せば彼らは健康を害する、という高岡の意見には、次のように批判する。アイヌたちをホロムシロ島に帰還させたからといって彼らがかつてのような生活（「以前ノ蕃俗」）に戻すわけではなく、これまでと同様に政府が保護を与えるのであり、生活する場所がシコタン島からホロムシロ島に変わるだけである。また、帰還すれば幼少のアイヌが越冬のために病気になる、という高岡の考えにも、現在、毎年出稼ぎして越冬しているアイヌの状況を見れば、そのようなことが発生しないのは明らかである、と反駁する。

第三に、シコタン島で育ったアイヌたちは祖父や父親のような狩猟の「精巧者」ではない、という高岡の疑義に丹波は次のように応える。射撃の腕前は「天性」によるものであることは、それらに関する研究が明らかにしており、この点も「非転帰論」の根拠とはならない。

第四に、ホロムシロ島の「獣類」が年々減少していることは統計上も明らかであり、それに加えて北千島はかつてのような無人島ではなく報効義会員らが狩猟を行っているし、これから交通が整備されればさらに狩猟者が多くなるので、多くのアイヌたちが、永久に猟業を行い続けることはできない、という高岡の見通しについても丹波は次のように批判する。この指摘は理論上は正しい。しかし、実際には、この地域で越冬することは酷寒に暮らすことを意味する。そのような状況で猟を行える者は、とても稀である。報効義会員が移住してすでに十年ほど経過しようとしているが、彼ら以外に移住したものはいないし、彼らもシムシム島とホロムシロ島以外に狩猟のために行くことはなかった。彼らの中から、昨年の秋季にオンネコタン島に四人が派遣され、越冬してラッコを獲得した事例があるだけである。これまで出稼ぎに来たアイヌたちもホロムシロ島から出て猟をすることはなかった。海獣・野獣の生息地として知られているハリムコタン島・マツワ

島・ラショウ島やその他の島々には人跡未踏の場所が多いのであり、現段階で野獣や海獣が欠乏することを見越して、産業として永続するものではない、と見做すことはできない。

その上で、丹波は自らの意見を次のように開陳する。これまでも北千島の「猟業ノ利益」によってアイヌたちに「基本財産」を作らせることを企図して出稼ぎを許可してきたのに、なにゆえ全員を帰還させて狩猟に長けている彼らにそれをさせて十分に「基本財産」を形成させようとしないうか。また、狩猟の利益が見込めなくなった時になって初めて漁業をさせることを考えたとしても遅くはないのである。さらに、今年のようにラッコが大量に獲得できた点なども考慮に入れるべきである。北千島における「獣類保護法」が成立して、蕃殖が実施されることを考慮するならば、ラッコの生殖地は、コマンドルスキー群島におけるオットセイのように、アイヌによってそれらを管理することも考えられる⁴⁸。

第五に、高岡は猟業は永続できないので北千島において有望なのは漁業であるが、それらの運搬や加工はまだ十分とは言えず、シコタン島よりも条件が良いとはいえない。また、同島における漁業によって生計を立てるのは困難ではなく、結局のところ重要なのは保護を与えてアイヌたちに「勤勉ノ風習」を醸成し、「独立自営」ができるようにすることであると指摘した。すなわち、アイヌへの対策は「土地」が問題なのではなく「方法」が重要だと述べ、さらに第六としてアイヌに対する方策は、彼らに干渉しすぎており、かえって「自営ノ道」を阻害し、労働する者もしない者も同様に給付を受けており怠惰を矯正していない、という高岡の指摘に対して、丹波はシコタン島のアイヌは現在、63人（男性25人・女性38人）であり、漸次、衰退の状況にある。このような状況にあってどうしてアイヌが希望する産業を許して、彼らの手腕を發揮させないのか。どうして猟業者に「漁網」を貸し与える必要があるかと政策がズレている、と強く批判している。

このように帰還の反対として高岡が挙げた根拠に反論を加えるとともに、丹波は高岡のアイヌの帰還に対する基本的な認識の誤りを次のように述べる。第一に、高岡の所見は、アイヌの保護、という面から彼らの帰還問題を捉えているが、アイヌの保護というのは一地方の一つの問題でしかない。それに対して、「北千島拓殖ハ国家ノ経営ナリ」と述べて北千島の拓殖の重要性を喚起し、この目的を達するために「色丹土人転帰ノ必要性ヲ説クモノナリ」と、

この点から考えて北千島へのアイヌの帰還が必要なのである、と丹波は主張する⁴⁹。第二に、樺太・千島交換条約後の時にはアイヌたちの日本に対する国家観念が不十分であったかもしれないが、現在ではすでに国家的観念を有しており、たとえ辺境に暮らしたとしても「内国人」と同様なのである。第三に、アイヌたちを明治17（1884）年に移転させたときは、交通が不便で保護を及ぼすことができなかったことが、その理由であった。しかし、現在は、軍艦が派遣されているだけでなく報効義会の三艘の帆船も毎年一度の航行を行っており、さらにはカムチャッカに漁業のために往来する汽船や漁船もあり、状況は大きく変化している。第四に、移転についての計画によれば、その経費として一万五千円が必要であり、その主要な使途は家屋の建築と移転のための汽船の雇入れであった。しかし、家屋について言えば、流木などを利用して穴居を十五個ほど建設すれば間に合うのであり、それ以外には役場などを一軒ないしは二軒ほど建設すれば十分なのである。また、汽船の雇入れについては軍艦を利用しても良いし、報効義会の帆船を利用して移転させることもできる。それゆえ、家屋の建設も移転のための船の雇入れの費用も経常されているよりも掛からない。さらに、計画ではアイヌの収穫物や食料の運送のために春と秋に汽船を派遣する必要があると考えられているが、これも軍艦や報効義会の船を利用すれば良い。

その上で、丹波は、帰還の方針が採用されたときには、シムシム島の報効義会とホムシロ島のアイヌの村落のために「官憲ノ派遣」が必要であると指摘する。なぜなら、近年、カムチャッカの漁業が発展し国内の漁船がロシアの沿海に往来する一方でロシアの「シール・スキ」会社の雇用船などが悪天候の際にシムシム湾に入港することがあるからである、とその必要性を喚起した。

このように軍艦天龍の艦長丹波教忠は、高岡のアイヌの移転反対の考えを厳しく批判するとともに、その移転の利点を述べたのであった。

4. 函館税関長勝田主計のカムチャッカ調査

北千島の状況の変化を函館税関長勝田主計のカムチャッカ調査を分析することで明らかにしたい。これは、高岡が北千島の対岸にあるカムチャッカの開拓にロシアが成果をあげ、事業が著しく進捗している、と指摘したその内実を明らかにしたいからであ

り、郡司成忠も北千島、とりわけシムシム島の経営をカムチャッカにおける漁業との関連から構想していたからである⁵⁰。

最初に函館税関長勝田主計について確認しておきたい。明治31（1898）年の隈板内閣の成立によって政党出身者が、諸官庁の参事官や秘書官に就任することになり、彼は大蔵省主税局関税課から函館税関長に転任させられたのであった⁵¹。勝田は函館でロシアとの通商関係だけでなく政治的な側面についても深く研究する必要があるようになっていった。そして、「軍艦武蔵に搭乗して千島群島を踏破することが先づ第一着手であった」と回想している⁵²。

最初に勝田が、高岡とともに北千島の調査に行った理由を具体的に示しておきたい。勝田は、将来、カムチャッカに出漁する漁業者が増加すると予想し、千島列島はその航路にあたるので、この地域と函館税関の関係が密接になると予想されるし、さらにカムチャッカに漁夫や漁具を運搬した船舶が、帰途に千島列島の物産を運搬する許可が与えられるように求めていることに対してどのような便宜を与えるべきなのか、という点を検討するために現地調査が必要であると考えようになった。これがその理由である⁵³。

彼による実地の調査は、広範囲におよぶが、本稿と直接関係があるのは、明治33（1900）年11月7日に上梓した『堪察加及堪察加貿易概況』（以下『概況』と略記する）と題して作成された報告書である⁵⁴。この『概況』の中で北千島がどのように捉えられていたのかを分析する。『概況』は、「第一 堪察加ノ概況」・「第二 本港ト堪察加トノ貿易」・「堪察加交通機関ニ関スル件」の三つに分かれている。

(1) 「第一 堪察加ノ概況」では、鮭・鱒について明治32（1899）年に日本人が渡航したことを指摘したうえで、カムチャッカ西海岸の鱈漁は、アメリカ人によって行われてきたことを指摘する。毛皮のテン皮がペテロ・パブロフスクの貿易の中心であり、現地の住民はテン皮を売買することで必需品の購入費にあて、さらには租税を納入している。これに次ぐのがラッコ猟である。ラッコは、ロバトカ岬が生息地であったにもかかわらず、外国船の密猟によって減少してしまった。そこでロシア政府は、1890年にこれを保護するためにペテロ・パブロフスクからコサック兵を派遣し、その密猟を取り締まるようになった。これにより、ラッコの棲息数が回復してきた。このテン猟やラッコ猟は、原住民によって行わ

れていたが、毛皮商にたいして極めて廉価で売買させられる一方で、必需品は高値で購入させられていた。そのため原住民は毛皮商に対して負債があった。しかし、このような状況は「義勇艦隊航路ノ開始ト毛皮商ノ競争トハ大ニ物価ノ下落ヲ来シ方今ハ稍好況ニ在リ⁵⁵」とあり、義勇艦隊の航路が開始されたことと毛皮商の競争によって物価の下落を招き、原住民にとって状況は好転したと彼は分析している。

(2) 「第二 本港ト堪察加トノ貿易」では、函館からカムチャッカへの交通が明治32（1899）年に開始されたことが最初に指摘されている。それは、ロシアのニコラエフスクにおける漁業の競争が激しく利益が少なくなったので、カムチャッカの方が有利である、と考へ齋藤豁三郎がロシア人商人ブリューネルと協力してプログレス号を調査のために派遣した結果、漁場として有望であることが判明して明治32（1899）年に観陽丸と長栄丸をカムチャッカの西海岸であるオゼルナヤ付近に出航させて好結果を得た⁵⁶。これを受けて、齋藤とブリューネルは、明治32（1899）年11月8日、ウラジオストックにおいて次のような契約を結んだ。

1) ブリューネルは、カムチャッカ・オホーツクおよびサハリン島における漁場を齋藤豁三郎に引き渡し、彼は漁業の組織および監督を行う。2) 漁業事務所を函館に置き、この経費は双方で折半して負担する。3) 組合漁業に関する一切の負担は双方が折半する。4) 毎年、協議して経費の予算額を決定して、齋藤はその範囲で漁夫を雇い入れ、漁具を購入する。また、収穫物の販売は両者の合意の上で行う。5) ブリューネルは、齋藤の承諾なしに他の日本人と契約を行わないし、新しい漁場を経営しない。

齋藤は、明治33（1900）年からカムチャッカの漁業に着手するのであるが、「北海道産業合資会社」が資金を供給することになった。この計画が、他の漁業者をカムチャッカの漁場に招来する役割を果たした。具体的には、明治33（1900）年10月31日までに35隻がカムチャッカに到来した。

(3) 「勘察加交通機関ニ関スル件」の中で、勝田は、「露国政府カ近年専ラカヲ沿海州之経営ニ致シツタアルハ一般ノ認識スル所」とロシアが近年、沿海州の経営に精力を注いでいるのは、一般に認識されていることである、と指摘し、その根拠を東清鉄道の一部開通と同鉄道会社に汽船部が設置されたことに求めている。そして、そのような海上交通

機関の拡張は、ロシアが「^(カムチャッカ)勘察加ノ富源」に力を及ぼす、という意図があるからであり実現されるだろう、と見通している。カムチャッカの狩猟および沿海漁業に従事しているのは「シール・スキーン」という会社であり、この会社は、ロシアからの出荷物の運搬に日本の撰陽丸・新天神丸・東英丸・福悦丸・北辰丸を雇い入れているが、それは水揚げされた魚類を日本に輸出するのに便利だからである、と説明している⁵⁷。このように状況を説明した上で、北千島やカムチャッカの沿岸における日本の航海権の拡張が必要である、と主張する。初期の損失を考慮してもカムチャッカの富源を開拓するためには、この地域で航海業を開始するのが必要があり、この地方の海産物が日本に輸入されている現状から考えれば、事業に着手するのは当然である。

さらに、彼は、「千九百年度ニ於ケル東露交通概況」として(甲)「義勇艦隊」・(乙)「『クンスト・ウンド・アルベルス』商會所属船『ダフネ』号航海表」・(丙)「東清鉄道汽船部」〔イ〕^(シヤンハイ・ウラジネ)上海浦港間航路・〔ロ〕彼得大帝湾航路・(丁)「『アムール』汽船会社定期表」・(戊)「『ウスリー』鉄道表」・(己)「『ニコリスク』『クロデコーフ』間鉄道表」・(庚)「浦港・露西亜嶋『ボスフォル』・『ウオストーチエヌイ』海湾間汽船『ウリッス』ノ千九百年ニ於ケル航海表」をあげてロシアの汽船の航行状況を説明する。その上でロシアがさらに航行権を拡張している根拠として先の「東清鉄道ノ一部開通」と「(東清)鉄道会社汽船部」をあげていたのである⁵⁸。

このように、ロシアがカムチャッカを開発するための条件を急速に整備しつつある状況に勝田は注目していたのである。

おわりに

本論の課題は、高岡直吉によって実施された北千島の調査を分析し、明治30年代前半における北千島の状況を明らかにし、それを近代を千島列島史に位置付けることであった。

高岡による北千島の調査の主眼は、主要には報効義会、シコタン島のアイヌ、北千島の状況について調査することだった。以下のようにまとめることができる。報効義会については、それに対して間接的な保護を与えて、企業家や移住者を引き寄せる役割を担わせる。シコタン島のアイヌについては、その北千島への帰還を許可しない、という方針を示した。この帰還については、郡司成忠やリーダーの

ヤーコフも内務省に要請していた。また、軍艦天龍の艦長丹波教忠は、高岡が帰還の不可としてあげた根拠に悉く反駁していた。

北千島の状況については、これまでと異なりカムチャッカの発展との関連から、その政策が構想されるようになった。この点については、高岡直吉、郡司成忠、丹波教忠、勝田主計の共通の認識となっていたことに留意したい。そして、その背景の一つには、勝田の『堪察加及堪察加貿易概況』が示唆したように、ロシアのカムチャッカ開発の推進と汽船を中心とした海上交通網の整備があった。また一つには、日本人漁業者がカムチャッカ漁場へ進出し始めた、という新たな状況が影響していた。

- 1 この調査については、石村義典氏の『評伝河野常吉』(〔第六章：北への志向〕1998年5月)が河野常吉の「野帳」を利用して分析している。
- 2 『北千島調査報文』M34(1901)年5月(北海道出版企画センター復刻本を利用する)1頁。
- 3 『軍艦武蔵北海道警備報告第巻号』(JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C0609126390) 0254。以下、同センターの史料はRefのみを記す。
- 4 「占守島探検録(1)」『北海道毎日新聞』(以下『北毎』と略記する)M33・7・28付。
- 5 「千島巡視日誌」(11頁)ならびに「軍艦武蔵北海道警備第二報告」(Ref. C0609126380) 0261。
- 6 「千島巡視談(1)安東義喬」『北毎』M33・7・25付。
- 7 黨は、北海道色丹郡斜古丹村を現住所としている『北海道密漁警備兼測量軍艦式蔵天龍派遣并帰朝命免(5)』(Ref. C0691385400) 1998)。
- 8 「安東農学士の千島巡視談(3)」『北毎』M33・7・28付。
- 9 「安東農学士の千島巡視談(3)」『北毎』M33・7・28付。安東は、ヤーコフを体格が良く、60歳を越えたくらいに見え、沈着な人物であり、ロシア語で日記を書いていた、と記している。
- 10 「安東農学士の千島巡視談」『北毎』M33・7・28付。
- 11 「安東農学士の千島巡視談(4)」『北毎』M33・7・28付。
- 12 「加熊別」とは、報効義会員の加藤・熊沢・別所の名前から付けられた。この場所で総勢12人が越冬していた(「安東農学士の千島巡視談(5)」『北毎』M33・7・29付)。

- 13 「安東農学士の千島巡視談（5）」『北毎』M33・7・29付。
- 14 「安東農学士の千島巡視談（6）」『北毎』M33・7・31付。
- 15 「安東農学士の千島巡視談（6）」『北毎』M33・7・31付。
- 16 「安東農学士の千島巡視談（6）」『北毎』M33・7・31付。
- 17 「安東農学士の千島巡視談（7）」『北毎』M33・8・1付。
- 18 「安東農学士の千島巡視談（8）」『北毎』M33・8・2付。
- 19 「千島巡視日誌」21頁。
- 20 「占守嶋探検録（一）」『北毎』M33・7・28付。
- 21 「千島絶北占守島の探検（4）」『北毎』M34・8・1付。
- 22 「千島絶北占守島の探検（5）」『北毎』M33・8・2付。
- 23 「千島巡視日誌」23頁。
- 24 「千島絶北占守島の探検（11）」『北毎』M33・8・11付。この別飛は、イヨンが明治17（1884）年に移住させられるまで住んでいた場所で、彼は母親の墓参をしている。
- 25 「千島絶北占守島の探検（13）」『北海』M33・8・14付。
- 26 「甲会員」の規則は以下の如くである。①会費を納入する。②営業のための資金は、報效義会から借り受ける。③疾病や災難などに備えるために積立金をする。④注文品については予約を前納する。⑤会務のために死亡した会員の遺族には扶助を与える。⑥会務のために重病になった会員には治療費を補助する（『北千島調査報文』154頁）。
- 27 『北千島調査報文』54頁・59頁。
- 28 『北千島調査報文』159頁。
- 29 「安東農学士の千島巡視談（8）」『北毎』M33・8・2付。
- 30 「安東農学士の千島巡視談（8）」『北毎』M33・8・2付。
- 31 「安東農学士の千島視察談（8）」『北毎』M33・8・2付。
- 32 「千島絶北占守島の探検（13）」『北海』M33・8・17付。
- 33 『北千島調査報文』159頁。
- 34 『北千島調査報文』164頁。
- 35 河野常吉『明治三十三年渡嶋国千嶋国（第一）』（北海道立図書館 094KO1058 - 38）14丁。
- 36 『北千島調査報文』2頁。
- 37 『北千島調査報文』3頁。
- 38 『北千島調査報文』164頁。
- 39 「千島巡視日誌」30頁。
- 40 「郡司大尉の消息」『読売新聞』明治33年10月9日付。「郡司大尉の話」『朝日新聞』明治33年10月23日付。
- 41 「郡司大尉の話」『朝日新聞』明治33年10月23日付。
- 42 「千島土人の出省」『朝日新聞』明治33年10月30日付。ヤーコフたちは、白仁武北海道課長を訪問したが、彼とは面会できなかった。
- 43 「報效義会と定期航海」『朝日新聞』明治33年12月2日付。
- 44 「露領の漁業（郡司大尉の談）」『朝日新聞』明治33年12月5日付。
- 45 「露領の漁業（郡司大尉の談）」『朝日新聞』明治33年12月5日付。
- 46 『軍艦天龍北海道警備報告書』（Ref.C06091317400）は、①「北海道警備巡航日誌」・②「臘膈獵臘虎獵ニ関スル件 付遠洋漁業船ノ件」・③「野獸海獸ニ関スル件」・④「色丹土人ニ関スル件」・⑤「占守幌筵二島ニ於ケル漁業ノ状況 付報效義会ニ関スル件」・⑥「便乗者ニ関スル件」・⑦「便乗者携帯荷物ニ関スル件」・⑧「露領沿岸漁業ノ件」・⑨「堪察加交通機関ニ関スル件 付函館露西亞地方貿易概況」・⑩「津軽海峡通過ノ外国貿易船ニ関スル件」である。
- 47 『軍艦天龍北海道警備報告』（Ref.C06091317400）0575。
- 48 コマンドルスキー諸島には、「土人」が居住していて、ロシア政府は、彼らにオットセイの蕃殖をさせて、規定の数量を捕獲することを許し、その中から「生皮」を政府に納入させて、それ以外は「土人」の収穫として認めている、と丹波は指摘している（『軍艦天龍北海道警備報告』（Ref.C06091317500）0583）。
- 49 『軍艦天龍北海道警備報告』（Ref.C06091317400）0579。
- 50 安東義喬も千島列島の開発をカムチャッカとの関係から必要であると主張している。彼は、1) 千島列島における鉱産物と水産物以外の資源について、2) 千島列島における鉱産物および水産物の将来性と持続性について、3) 千島列島における農産物・林産物・畜産物の有効性について、4) 千島列島が国防上に果たす役割について、5) カ

- ムチャッカにおける漁業およびその他の産業の発達と日本人とカムチャッカの人たちとの関係の将来の五点に関して研究する必要があるとしたうえで、おおよそ三つの方針を示した。第一は、国防の観点から千島列島の開発が必要であるならば、千島列島における産業の発展が十分に見込めないとしても開発する必要がある。第二は、国防の観点から千島列島の開発がそれほど重要でない場合、生産業の発達の見込みと国家経済上の観点から開発の方針を定める。第三は、国防の点からも産業の点からも開発の必要がないとしても、カムチャッカにおける産業の開発により日本人が出稼ぎすることで利益を得ることができる。その場合には千島列島が交通の要所になるので千島列島を放棄することはできない。このカムチャッカにおける資源は漁業だけでなく、鉱物資源なども見込まれている（「安東農学士の千島視察談」『北毎』M33・8・5付）。
- 51 『ところてん』（日本通信大学出版部，1927年7月）281頁。勝田は、函館で「外国貿易の関係を調査してみると露国と最も密接の関係がある」と理解したのであった。
- 52 『ところてん』（日本通信大学出版部，1927年7月）281頁。
- 53 「函館税関長の千島視察」『北毎』明治33・6・5付。
- 54 勝田は、この『概況』を作成するにあたって「『ウラヂミール』氏の太平洋ニ於ケル露国」、『ウンテルベルゲル』氏の『プリアムール オープラスト』と「浦港統計概表等」を参照した、と記している。第一の書籍は「Vladimir Volpicelli Zenone, Russia on the Pacific and the Siberan railway (1899, London)」であり、第二の書籍は「Унтербергер, Павел Фридрихович, Приморская область 1856-1898 (1890, СПб)」である、と推定される。『堪察加及堪察加貿易概況』『北海道密猟警備軍艦天龍派遣報告(7)』（防衛省防衛研究所蔵Ref. C0609131750）0610。
- 55 『堪察加及堪察加貿易概況』（Ref.C0609131750）0610。
- 56 塩鮭21万1914斤・塩鱒1418斤・毛皮13枚を函館に輸入した。
- 57 一方、毛皮類は香港に運搬されると記されている。
- 58 『軍艦天龍北海道警備報告』（Ref.C06091317400）0626。